

令和２年度 市民クラブ行政視察報告書

期間 令和２年７月１４日（火）～１６日（木）

視察先 愛知県知多郡東浦町 東部知多クリーンセンターについて
（東部知多クリーンセンター）
富山県砺波市 花を通じた町づくりについて
（チューリップ四季彩館）
長野県茅野市 子ども条例について

参加者 岡田隆司 神谷庄二 小林敏秋 稲垣正明
長谷川敏廣 颯田栄作 鈴木正章 稲垣一夫
石川伸一 永山英人 松井晋一郎 渡辺信行
本郷照代 松崎隆治 青山繁 犬飼勝博 以上１６名

事業実績（視察）報告

1. 視察の概要

- (1) 目的 東部知多クリーンセンターについて
- (2) 日時 令和2年7月14日（火） 午前9時00分～10時30分
- (3) 場所 東部知多クリーンセンター 会議室
- (4) 参加者 岡田隆司、神谷庄二、小林敏秋、稲垣正明、長谷川敏廣、颯田栄作、鈴木正章、稲垣一夫、石川伸一、永山英人、松井晋一郎、渡辺信行、本郷照代、松崎隆治、青山 繁、犬飼勝博

2. 調査事項の概要

(1)はじめに

東部知多クリーンセンターは東部知多衛生組合のごみ焼却施設で、大府市、豊明市、東浦町、阿久比町2市2町で構成され、「し尿・ごみ」を共同処理する目的で昭和37年2月に設立された一部事務組合である。

現在地に昭和63年11月にごみ処理施設（240t／日）粗大ごみ処理施設（30t／日）竣工、平成31年3月に敷地内に新たなごみ処理施設（200t／日）を竣工した。

(2)東部知多クリーンセンターについて

昭和63年11月30日に現在地（知多郡東浦町森岡）にごみ処理施設（240t／日）、粗大ごみ処理施設（30t／日）を竣工した。

施設の老朽化に伴い敷地内に新ゴミ処理施設を計画し、現行施設を稼働させながら、平成27年4月～平成31年3月を工期に施設整備を行った。

処理方式は当時交付金条件が、事前決定後申請となっており、技術検討委員会（外部専門家に委嘱）の答申で、「シャフト炉式ガス化溶融炉」方式と決定し、各種手続きを行い施設建設に至る。

西尾市のクリーンセンターも、現在地に現状施設を稼働させながら新施設建設を計画しており、設置場所が同じ条件での1年を経過した施設である。また、岡崎市の中央クリーンセンターと同じ処理方式のガス化溶融炉の進化型であり、当市がとり進める新クリーンセンターの参考となる施設である。

3. 主な質疑・回答

問 昨年 of 年間稼働日数はどのようなのですか。

答 1号炉 294日／年、2号炉 288日／年 ごみ処理量が計画通り減量できず、想定稼働日数より多く稼働した。

問 処理能力と昨年の処理量はどのようなのですか。

答 処理料 200t／日 年間処理料 54,714t／年 計画上限の2%オーバーの処理料であった。（交付金にはゴミ減量が必須条件であった）

問 焼却施設の種類及び炉形式はどのようなのですか。

答 シャフト式ガス化溶融炉（岡崎市の改良型である）。

会派名 : 市民クラブ

問 焼却炉施設の種類・炉形式選定方法と、メーカーの決定方法はどのようなのですか。

答 施設の種類・炉形式は交付金の条件として事前決定が必要で、技術検討委員会(外部の専門家)にてシャフト式ガス化溶融炉方式と決定し(埋立地がないのでスラグ化してリサイクルできる,省スペースで建設できること)、プロポーザルは方式で行ったが、応募したのは新日鉄のみであった。

問 施設運転運営方式はどのようなのですか。

答 直営(運転管理以外) + 単年度運転管理委託。 * 直営は3ヶ年とし管理委託を予定している。

問 年間運転経費はどのようなのですか。

答 734百万円/年 (令和2年度予算額) * 決算が確定していないため。

問 施設稼働による発電量と売電量及び売電収入、また発電効率はどのようなのですか。

答 年間売電量 16,821MW/年 売電収入 217百万円/年 発電効率 17.9%
年間発電量 26,464MW/年(売電量との差が施設内の自家消費電力)

問 スラグ・メタル・飛灰の両及び処分方法はどのようなのですか。

答 スラグ: リサイクル処分 3,843t/年 ごみ搬入量の 7.0%
メタル: リサイクル処分 724t/年 ごみ搬入量の 1.3%
飛灰: 埋立処分 1,633t/年 ごみ搬入量の 3.0%

問 粗大ごみ小施設の可燃・不燃残渣の取扱をどのようなのですか。

答 粗大ごみ処理施設の破碎可燃は焼却処理、破碎不燃は埋め立て処理

問 災害ゴミ(震災及び水害)の取扱はどのようなのですか。

答 市町が仮置場でごみを分別後、組合で処理できるものを受け入れする。

問 循環型社会形成推進交付金の交付率はどのようなのですか。

答 ボイラ・タービン設備は対象額の1/2、その他設備は対象額の1/3

4. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

- ・東部知多クリーンセンターの、シャフト炉式ガス化溶融炉のごみ搬入量のリサイクル率を見てみると、最終埋立処理が3%のみで現状の市直営埋立場長期利用が可能となる。また売電収入が億単位で見込むことができ、運営費削減に寄与できる。さらに、3連動地震による津波災害ゴミが県下2番目の量が想定されている当市としては、最悪分別をしなくて焼却が可能であるガス化溶融炉は、新ゴミ処理施設に現状では最適と考えるし、ごみ処理施設ブロック内2処理施設の方式統一も重要な課題である。



- ・新型コロナウイルス拡大が落ち着いているとはいえ、今回の会派視察を快く受け入れていただき、また会議室で私たちが説明を受ける際も、しっかりとソーシャルデスタンスをとった配置席としていただき、まず感謝申し上げたい。

東部知多クリーンセンターは、2市(豊明市、大府市)、2町(東浦町、阿久比町)を受け持ち、処理能力は200t/1日、炉形式は新日鉄製の「シャフト炉式ガス化溶融炉」で、ガス化・高温溶融一体型により、多様なごみを1700～1800℃で確実に溶融しているとのこと。

したがって、大気汚染防止法などの法規制値よりも厳しい自主基準値を遵守して運転管理をしている。また、ごみ処理で発生する熱エネルギーを利用しての発電やプールに温水を供給、また溶融物は全量がスラグやメタルへ資源化されている。費用対効果も考慮され、全体的に見てもうまく管理運営されている。

しかし、課題もあるとのこと。有害化学物質を含むごみやボンベ・スプレー缶など爆発性を有する危険なごみが増加してきており、ごみ収集時の職員のけが、爆発等の危険性も高まってきているとの話し。

当市は、10年後に岡崎市と幸田町を含む広域のごみ焼却施設の新設が計画されており、鈴木環境部長ほか数名の職員も同席し、説明を受けた。

新設に向け、新施設の焼却性能や能力、費用対効果の検討はもちろんのこと、焼却施設の共通の課題でもある上流部分の対策(市民がごみを出す段階で、分別ルール遵守)をもっと強化するとともに、市民の理解もしっかりと得ていかなければならない。一朝一夕にできるわけもなく、着実に上流対策を進めていく必要があり、本視察を通じて改めて対策の重要性を痛感した。

- ・東部クリーンセンターの施設概要や取り組み内容を施設し、東部クリーンセンターのシャフト炉式ガス化溶融炉は岡崎クリーンセンターの改良版であり、炉の形状がクランク式でより効率的に副資材を投入できる仕組みであった。

東部クリーンセンターは、費用対効果を考慮した経済性に優れた施設であり、施設整備から長期の運営まで含めたライフサイクルコストの低減に努めていた。本市も今後、西尾市、岡崎市、幸田町で広域クリーンセンターの建設計画を進めて行くが、全国の自治体のクリーンセンターの先進事例を勘案し、より安全・安心で信頼される効率的な施設整備を進める必要がある。

会派名： 市民クラブ

- ・昨年、岡崎中央クリーンセンターを視察させていただき、炉式溶融炉に驚いてきたところだが、今回の東部クリーンセンターはさらに改良が加えられ、約1時間の高温溶融状態を保持することにより、重金属の揮発時間を確保し安全かつ均質な溶融を可能にしている。産出されたスラグとメタルは、それぞれ道路舗装材や工事用重機のカウンターウェイトとして有効利用され、循環型社会形成に寄与している。

しかし、根本的に重要なのは、住民がゴミを出す時にしっかり分別することである。西尾市では現在も、不燃物ゴミの袋が旧西尾市内では存在しており、可燃ゴミ以外は何でも入れて良いことになっている。これでは、循環型社会に逆行しかねない。できる地区からでもよいので、早急に不燃ゴミ袋を廃止すべく取り組むべきと思った。

- ・今回ゴミ処理方式として溶融炉方式を採用しているセンターを視察した。同方式は、爆発の危険性が高い等と指摘されてきたが、スラグやメタルの溶融物は 100%リサイクルでき、熱エネルギーも高効率で回収でき、そして、最終処分場も小さくて良いなど利点が多いのが再確認できた。今後、西尾市もゴミ処理施設を準備していくことになっているが、総合的に判断し、この方式を採用すべきと考える。
- ・現在検討されている西尾市を含めた広域のゴミ処理施設の建設について参考となる施設であった。コロナウイルス感染症で家庭ゴミは増えたが、燃えやすいものが多く、温度が上がりすぎてしまい、結果的に処理量を減らさなくてはならない状況が出来てしまったことや不燃ゴミの処理に苦慮されておられたので、西尾市としても十分な対策を検討しておくべきと考える。
- ・東浦町では、ゴミの減量化、分別の徹底及びリサイクルの推進を行っている。また市民に理解を深め協力してもらうために、随時、東部知多クリーンセンター(愛称エコリ)の施設見学を受け入れている。さらに循環型社会及び低炭素社会形成の拠点となる施設であり、直接溶解・資源化システムにより生成したスラグやメタルを資源として有効利用することができていた。西尾市の現状を踏まえ、未来社会を考えた新規のクリーンセンター建設に向け、参考にできる部分は大いに取り入れていきたい。
- ・西尾市では岡崎市・幸田町との 2 市 1 町で広域連合組合クリーンセンターの建設計画を進めている。その焼却施設の一部が当市に建設されることから、焼却灰が殆ど出ない最新鋭の可燃ゴミガス化溶融炉の仕組みを視察した。これは本所となる岡崎クリーンセンターと同じ仕組みの施設であるが、投資額も今までと変わらず、焼却灰の埋め立場所も小規模で済み、安全・安心・環境に配慮した施設ということである。現在、この東部知多クリーンセンターが日本でも有数の設備であることは言うまでもないが、今後、処理施設の改良はますます進んでいくことは間違いない。当市が 2 市 1 町広域連合組合で目指す施設は最新鋭のものではあるが、今後建設を進めていくうえで、地域住民に「つくってよかった」と言われるような施設にする必要があると強く感じた。

以上

事業実績(視察)報告

1. 視察の概要

- (1) 目的 花を通じた町づくりについて
- (2) 日時 令和2年7月15日(水)
午前9時～10時30分
- (3) 場所 富山県砺波市
「チューリップ四季彩館」
- (4) 参加者 岡田 隆司、神谷 庄二、
小林 敏秋、稲垣 正明、
長谷川敏廣、颯田 栄作、
鈴木 正章、稲垣 一夫、
石川 伸一、永山 英人、
松井晋一郎、渡辺 信行、
本郷 照代、松崎 隆治、青山 繁、犬飼 勝博 以上16名



チューリップ四季彩館にて
注 無言でマスクを外して撮影

2. 調査事項の概要

- (1) 砺波市：富山県西部の砺波平野の中央に位置し、農・商・工のバランスの取れた発展を遂げている。住居が点在する日本最大規模の散居景観が広がるなか、日本有数のチューリップや種もみの一大生産地として農業が展開されている。一方で先端産業や中小企業、伝統産業が数多く立地している。また、住環境を始め医療や子育て環境などが充実していることから住みよさランキング2016では全国3位にランクされている。
- (2) 人口：48,196人（令和2年6月末）
- (3) 世帯数：17,191世帯（令和2年6月末）
- (4) 面積：128km²
- (5) チューリップ四季彩館：春の花チューリップが一年中みられる世界唯一の施設である。四季折々の花々とチューリップを一緒に楽しめる「ワンダーガーデン」には、360度をチューリップで包まれる「チューリップパレス」と、チューリップが万華鏡のように映し出される「パレットガーデン」がある。また、チューリップの成長過程や歴史が学べる「アンダーファーム」などの見所とともに、各種イベントに利用できるホール、ミュージアムショップ、カフェなども設置されている。
- ①設置目的：市の花であるチューリップを広く紹介するとともに、花と緑に親しみ、花と緑に包まれた中で市民の交流や文化を育む拠点を形成し、もって潤いのある市民生活の創造と地域社会の活性化に寄与する。
- ②開館日：平成8年4月20日（今年で24年経過）
- ③総面積：27,512m²
(四季彩館) 敷地面積19,529m² 建物面積2,758m²
(温室・作業棟) 敷地面積7,983m² 建物面積768m²

④施設

- ワンダーガーデン：チューリップと季節の花々のコラボレーション
 - アンダーファーム：チューリップが一年中咲くためのヒミツや伝来の歴史、未来の姿を紹介
 - 常設展・企画展：四季を彩る花々の常設展やハーブ展・コンテナガーデン展などの企画展
 - 講座・教室：（講座）園芸、フラワーアート、チューリップの育て方（教室）バンギングバスケット、陶芸、花の和紙ちぎり絵
 - 貸しホール：会議、研修、イベントに使用
（ホール1）収容人数200人 250㎡
（ホール2）収容人数100人 200㎡
 - カフェ：チューリップソフトクリーム、コーヒー、スイーツ、ランチの販売
 - ミュージアムショップ：人気のチューリップグッズや地元の土産の販売
- ⑤営業時間：午前9時～午後6時（貸しホールは午前9時～午後9時）
- ⑥入館料：一般（高校生以上）310円、シニア（65歳以上）250円、小・中学生160円、幼児無料、団体割引や障害者無料取扱いあり
- ⑦管理・運営：（公財）砺波市花と緑と文化の財団（指定管理者）

3. 主な質疑・回答

Q. 施設建設に至った経緯、役割、建設費用はどのようなか。

A. 砺波市の特産品であるチューリップに関する情報を全国、世界へ発信するために建設した。一年中チューリップが咲く施設として市内の緑花推進の拠点施設としている。建設は平成6年度から平成8年度の継続事業とし2,350百万円

Q. 管理運営に係る経費とその財源の内訳はどのようなか。

A. 令和元年度決算で約144百万円

経常収益 指定管理料74,368千円、補助金53,045千円（人件費、緑花補助金など）、事業収益13,804千円、利用料収益2,472千円 ほか

経常費用 人件費34,941千円、施設管理委託料41,951千円、消耗品費31,249千円、光熱水料費13,891千円、助成金8,542千円 ほか

Q. 入場者数及び収益状況はどのようなか。

A. 令和元年度末累計入館者数（24年間）は、1,123,841人で、年平均（フェアを除く）46,826人

事業収益内訳は、入館料6,265千円、企画展観覧料2,802千円、講座受講料1,052千円 ほか

Q. 各種企画展・常設展や講座・教室の開催内容はどのようなか。

A. 企画展は春季、夏季、秋季、冬季の年4回開催、常設展は一年中チューリップ展示

(常時5,000本以上)、季節の花々は8回入替えしている。講座は7コース、約90名で、花と緑、ハンギングバスケット、三助焼陶芸、花の和紙ちぎり絵などである。なお、近隣施設に富山県花総合センター(当財団で指定管理)があり、講座が被らないように実施している。

Q. 管理・運営の課題はどのようなか。

A. オープンから25年目を迎え、施設設備の老朽化がみられることから、計画的に設備の更新、修繕等を実施している。平成28年3月に展示スペースのリニューアルをした。

Q. メモリアル開催の「第70回砺波チューリップフェア」が2021年4月22日～5月5日で開催されたが内容はどのようなか。

A. 第69回に予定していた展示を踏襲しながら、今年度末までに新しく完成予定の新チューリップタワーと旧チューリップタワーのツインタワー、そしてチューリップスカイウィークもフェアとしては初のお披露目の機会となることから、その形状を活かした新たな花の展示。また、15年間据え置いてきた入場料金を改定するとともに全国のゴールデンウィークの花のイベントの中で、お客様から選ばれるための展示及びサービスの充実や美しい花々を観賞することによる子供の情操教育の推進を図ることとした。

4. 所見

富山県は、チューリップを県花に掲げ、球根出荷量日本一、品種保有数日本一など名実ともにチューリップ王国である。平成30年産の県の出荷量が13,342千球であり、その40%の5,343千球が砺波市となっており、砺波市の花もチューリップである。

砺波市の総合計画では、農林業の振興を主要施策の一つとしており、基本計画でも重点的かつ優先的に実施すべき施策として10のプロジェクトの一項目にチューリップ産業振興プロジェクトを挙げている。内容としては、チューリップの球根・切花等の新たな販路を開拓するとともに、球根生産の省力化による担い手の育成や切花生産の拡大などによりチューリップ産業の振興を図るものである。

また、観光資源の魅力創出として観光振興に取り組んでいるが、海外との価格競争や生産者の高齢化などにより生産量が減少してきており、チューリップフェアの充実とチューリップ産業の振興を一体的に推進することが必要とされている。

人口減少は日本全体の課題であり、砺波市も平成17年の49,429人をピークに緩やかに減少に転じている。人口の減少は、地域経済の縮小、雇用の減退、生活関連サービスの低下など地域社会に深刻な影響を及ぼすものと考えられる。そんな中ではあるが、チューリップを通して様々なイベントの開催など集客率を高めるとともに産業全体の魅力創出に向けた取り組みにより交流人口の拡大と活力あるまちづくりに努められているが、チューリップフェア等のシーズン以外の来場者確保が課題と感じた。

また、砺波市の将来像は、「花と緑のまち」としているのも、チューリップは大きな存在となっている。「住みよいまち」として国内トップクラスに評価されているため、チューリップをはじめとする四季折々の花々を活かして、砺波市の豊かさ暮らしやすさが更に磨かれることを期待する。

・砺波市は農業を主要施策の一つとし、チューリップ産業振興プロジェクトを掲げ、日本でも類を見ない規模の「チューリップ公園・四季彩館」を中心に、球根に力を注いでいる。球根栽培ではまさに日本一。「チューリップ切り花は新潟県」当市にも「憩いの農園」「バラ園」があり、花卉栽培においては複数の日本一を有している。現在 J A 西三河を中心に「憩いの農園」改築工事が進められようとしているが、市としても産学官連携して運営方式を再考する必要があると考えているが、今後、J A 西三河側と支援・運営方法について協議していきたいと考える。



チューリップ四季彩館での行政視察の様子

以上

事業実績（視察）報告

1. 視察の概要

- (1) 目 的 子ども条例について
- (2) 日 時 令和2年7月16日（木）
午前10時～11時30分
- (3) 場 所 長野県茅野市役所
- (4) 参加者 岡田 隆司、神谷 庄二
小林 敏秋、稲垣 正明
長谷川敏廣、颯田 栄作
鈴木 正章、稲垣 一夫
石川 伸一、永山 英人、
松井晋一郎、渡辺 信行、本郷 照代、松崎、隆治、青山 繁、犬飼 勝博



茅野市役所にて
注 無言で撮影

2. 調査事項の概要

(1) 茅野市

長野県中部、諏訪盆地の中央に位置し、八ヶ岳の豊かな自然に抱かれた高原都市である。四季の美しい変化に富んだ蓼科高原は、文化の香り漂う高原リゾートとして、毎年300万人の観光客が訪れている。

「5000年の歴史を培う『縄文王国』茅野市」のキャッチフレーズのとおり、200ヶ所以上のもの縄文時代を代表する遺跡が発見されおり、平成12年に仮面を被った土偶(仮面の女神)が出土し、平成26年に国宝に指定されている。

まちの将来像として『八ヶ岳の自然、人、技、歴史が織りなす やさしさと活力あるまち』を目指している。

(2) 人 口

55,912人

(3) 世帯数

22,301世帯

(4) 面 積

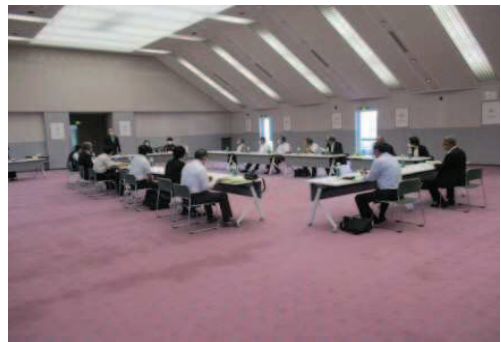
266 km²

(5) 視察の目的

現在、議員を中心に「西尾市子ども条例(仮称)」の作成を行っており、今年度中の条例制定に向けての参考とさせていただくため。

3. 主な質疑・回答

- Q. 「たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例」制定に至るいきさつは、どのようなですか。
- A. 子どもをめぐる相談や課題を見据え、子どもの権利に特化した条例ではなく、子ども・家庭応援計画を推進するための裏付けとし、また子育てと教育に関する各施策を一元的、一体的に推進するための基本が必要となったため。
- Q. 条例制定に際して、議員はどの程度関わりを持ちましたか。
- A. 条例制定作業には特に関わっていないが、一般質問の中で触れられていた。
- Q. 条文前文は、大変平易で思いが込められていると感じますが、このような前文作成に至った経緯等があれば、お聞かせください。
- A. 茅野市の「宝」である子どものために、各条文の文言にしばられることなく、安心して子供を生み又は育てることができ、かつ、子どもが健やかに成長できる環境を整備して、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目指すため。



視察の様子

- Q. 条文第2条(1)『市民』の定義は、「市内に居住し、通勤し、もしくは通学する者又は市内に滞在する者をいう。」とあります。定義範囲が広範にわたる、との印象を受けますが、ここに込められた思いはどのようなですか。
- A. 茅野市内には別荘が多く、夏季や冬季は滞在期間が長く、市民として受け入れ、別荘に滞在している子どもにも支援している。
- Q. 茅野市には「CHUKO らんどチノチノ」がありますが、ここでの中高生の活動も条例制定に何らかの関与・影響がありましたか。
- A. 特にないが、居場所づくりは大切。駅前のビルの中に中高世代の居場所があり、ダンスやバンドの練習等、子どもたちは思い思いのスタイルで時間を過ごしながらか、自分の夢ややりたいことを形にしている。
- Q. 子ども及びその家庭を支援するにあたり、関係者間の協力体制は構築されていますか。
- A. どんぐりプラン(茅野市子ども・家庭応援計画)推進のため、大学教授等を含めた幅広い分野の委員から成る「子ども・家庭応援会議」を設置して、プランの進捗状況等について意見交換している。

- Q. 第3章「子ども及びその家庭への支援及び応援」において、「読書活動の推進」「食育の推進」を個別に項を立てて謳っているのは、どのような意図・思いをお持ちですか。
- A. 茅野市の教育の根幹を「読書活動の推進」と位置付けている。いい本を読んでもらいたいとの思いで昔から語り継がれてきた本や読み継がれてきた本を選んで、「ファーストブック」は出生の際、「セカンドブック」は小学校入学の際に推奨している。小学校から高校まで朝読書10分間を設けており、これが教育の根幹をなしている。
- Q. 平成25年にこの条例を制定し、本年4月に「子ども・家庭応援会議」を設置しているが、この間の取り組みを教えてください。
- A. 平成24年12月に議会へ条例(案)を上程、平成25年1月条例施行となった。この条例の第23条に基づき、子どもとその家庭を支援し応援するための取り組みをさらに発展させ、関係機関等との連携や情報の共有化を図り、継続的な取り組みを進めるために、「茅野市子ども・家庭応援会議」を設置し、平成25年に第1回の会議を開催した。同会議では、これまで、第2次・第3次茅野市子ども・家庭応援計画(どんぐりプラン)の策定や計画の進捗状況の確認等、また必要に応じて専門委員会を設置できることから、専門委員会メンバーも選出し、専門委員会も開催してきたところ。



視察の様子

- Q. 第5条の「保護者の役割」の中で、「子育てに伴う誇り及び喜びをより深める」とありますが、具体的な取り組みとして何がありますか。
- A. 親育ちの推進として、「一日保育士体験の推進」に取り組んでいる。
- Q. 「一日保育士体験」への参加率はどうですか。
- A. 父親は30%、母親は60%程度。保護者間や親同士の声掛けが参加率をアップさせると思う。
- Q. 条例の第2条の定義で、子どもの定義として、「おおむね18歳以下の者をいう。」となっているが、おおむねの意味合いはどのようなですか。他の自治体の条例を見ると、「おおむね」がついていない自治体も多いと思うが。
- A. よくわからないが、高校生は対象(何らかの理由で進学が遅れた、又は留年)にしようと思ったのではないかと思います。

Q. 本条例の運用については、保護者や学校などの関係者はもちろんのこと、なによりも市民の理解が必要と考えるが、どのように周知をされてきましたか。

A. 市の広報やリーフレットなどで周知はしているが、まだまだ周知不足の面はあると思う。

Q. 「CHUKO らんどチノチノ」の取り組みについて注目しているが、中高生の居場所づくりの具体例を教えてください。

A. 駅近くのビルの中にダンスやバンドにも利用できるスタジオ形式のルームを用意している。スタッフも配置している。



視察の様子

Q. 費用面はどのようになっていますか。

A. 茅野市子ども・家庭応援計画のいわゆるどんぐりプラン推進については、必要な経費は年度ごとに予算化している。条例自体には予算は付いていない。

Q. 保育園の統合などの問題がありますか。

A. 統合ではないが、認定こども園化の検討を進めている。

4. 所見・西尾市政への反映に向けた課題

- ・新型コロナウイルスの感染症拡大がやや落ち着いているとはいえ、会派視察を受け入れていただき感謝申し上げたい。市役所に入る前、議会事務局の方から必ずマスクを着用するよう強く言われ、また大ホールの会議室を用意し、座席の配置も広く、マイクも発言者の変わる度にアルコール消毒され、感染防止対策が徹底されていた。

茅野市の子ども条例「茅野市たくましく、やさしい、夢のある子どもを育む条例」の前文を拝見して、私は感動した。その部分は「子育てに責任を持って関わることで、親や周りの大人も成長し、大きな喜びや感動を得ることが大切と考えます。」としているところ。

子どもへの一方的な向き合い方でなく、保護者の心の面にも目が向けられており、すべての親や保護者が子育ての中で、このような喜びや感動を得ることができれば、昨今社会問題となっている児童虐待はなくなっていくのではないかな。

今回、視察させていただいた茅野市は、早くから子ども・家庭支援に力を注いできており、その中でしっかりとした活動の拠り所が必要となり、条例の制定に至ったと思う。

現在、議員を中心に「西尾市子ども条例（仮称）」の制定に取り組んでいるが、茅野市のこれまでの歩み・取り組みを大いに参考にさせていただき、名実ともに関係者はもちろん、市民の皆様から良い評価をいただけるよう、微力ですが条例の策定に邁進してまいりたい。



視察の様子

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の状況下、突然の休校や長引く家庭滞在など子ども達には多大な影響が及んだ。虐待などの問題も顕在化し、今まで以上に子ども達には負荷がかかったのではないだろうか。今こそ、国連子どもの権利条約が言うところの「生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」参加する権利」が保障されるべきではないかと思う。

平成30年度文教委員会行政視察で大分市子ども条例を勉強させていただいて以来、会派で子ども条例について検討を重ねてきた。「子どもの権利」や「子ども条例」と聞いてもイメージが湧きにくいかもしれないが、1989年国連で「子どもの権利条約」が締結され、1994年には、日本もこれを比準し、各自治体において「子ども条例」を制定するよう求められているがまだまだ未制定の自治体が多い。西尾市においても同様に「子ども・子育て支援計画」を裏支えするものとして条例の制定は必要と考える。平成30年以来、検討を重ね本年度中には議員提案条例として完結させたいと思っているところである。

- ・茅野市では、どんぐりプラン（子ども・家庭応援計画）を推進していくための裏付けとなる条例や、子育てと教育に関することの施策を一元的、一体的に推進するための基本となる条例が必要となり、条例制定を行った。

条例では、子どもを育むための役割として、市・学校・市民・保護者・地域・事業者の役割を定めており、それぞれの役割が定められており参考となった。

本市も、安心して子どもを生み育てることができるまちづくりの実現に向け、子ども条例の制定に向けた検討が必要である。

- ・茅野市の先進的な子ども条例を学んだ。子どもの権利に特化した条例ではなく、子育て・教育に関する施策を一元的、一体的に推進する条例を必要と考え方が大変優れていると感じた。そして、具体的には、茅野市でいう子ども課・幼児教育課・学校教育課の3課で構成され、子どもに関わる教務が一本化され、実践されている。

西尾市では、組織を一本化するのは難しいと思われるが、まずは子育て・教育を一体的に進めるという考え方をもつことが必要ではないかと考える。

- ・茅野市の「たくましく・やさしい・夢のある子どもを育む条例の取り組み」を学んだ。この条例の基本理念は「子どもは宝」。安心して子どもを産みそして育てることができ、かつ子どもが健やかに成長できる環境を整備して、子どもの未来に夢や希望が持てる社会の実現を目的としている。

当市においても、子どもが18歳になるまで子どもとその家族の子育てを応援、支援していくために、乳幼児・学校教育や生涯学習だけでなく、保健医療、福祉関連施策など総合的

に進めていると考えているが、茅野市の基本理念を参考に、これらを今一度見直し、「市の宝・夢のある子ども達」を支援するため、さらに充実した子ども・家庭応援計画の取り組みが必要であると感じた。



以上

収支報告

項 目	支出金額	備 考
調査研究費	1, 0 1 8, 5 9 0 円	
計	1, 0 1 8, 5 9 0 円	